

住宅販売、工事関連業者の皆様へ

年 月 日

新松戸サンライトパストラル式番街全棟団地管理組合法人
管理センター

日頃は式番街設備施設工事に御協力頂き感謝申し上げます。
転入居、工事、敷地内立入に關してのお願いと確認をさせていただきます。
下記遵守頂きます様よろしくお願い申し上げます。

【転入転出について】

- ・入居者の転入転出時には、区分所有者変更通知書、転居通知書、居住者名簿届、第三者専有使用通知書、管理費修繕積立金振替口座届が必要となります。事前に必ず手続きするようお願いいたします。

【引越作業について】

- ・引越日は事前に届出し、当日は下記の注意事項を厳守して下さい。

【工事申請について】

- ・申請の必要な工事については2週間前までに申請書を提出してください。
- ・換気扇、給湯器、床に關しての規定厳守をお願いいたします。
- ・ガスコンロ（ガス電磁弁）、レンジフード、ダンパーは連動しています。
- ・台所、洗面所の各換気扇からの信号配線は、各階とも連動して屋上排風機へ送られています。結線と適合機種選定にご注意ください。
- ・火災感知器の新設、移動、関連工事は事前に申し出てください（誤発報にて警備会社出動のケースが起きています）

【工事期間中について】

- ・工事開始前にエレベーター内も該当各階の養生を行ってください。エレベーター入口柱へのキズ付けが多く発生しておりますので、コーナーと柱も養生をお願いいたします。
- ・作業時間（9時～17時）を厳守してください。
- ・日曜祭日、年末年始、盆休みの作業、及び土曜の音の出る工事はできません。
- ・工事期間が空く場合は養生を撤去し、再開時に再び養生をしてください。
- ・大きな騒音・振動などを伴う作業を行う場合は、必ず3日前までに近隣居住者に書面にて通達して下さい。
- ・工事が延長、または内容が変更になる場合は近隣居住者に再度説明し工事延長申請書、または工事変更申請書を必ず提出してください。
- ・住民と通行者へ充分な配慮をお願いいたします。

【エレベーターの使用について】

- 住民・利用者優先として使用願います。
- D棟は向かって右側・1, 4, 7, 10階スキップ停止するエレベーターを使用してください。

【車両駐停車について】

- 当日9時、窓口にて受付、場所指定して駐車許可カードを発行します。
- 1社1車両を原則と致します。(外部者専用駐車場がありません。ご協力お願いいたします)
- 指示された場所への駐車と利用時間の厳守(9時~17時)をお願いいたします。
- 市道への駐停車は通行の妨げにならないよう配慮願います。歩道乗り上げ時は自転車の通行ができるよう歩道幅の確保をしてください。
- 指定された駐車場所を離れる際には管理センターに通知ください。

【工事終了時のお願い】

- 資材、廃材、養生の完全撤去と清掃を行ってください。
- 工事完了時、管理センターへ通知願います(現場確認いたします)。